

## 身体拘束等の適正化のための指針

### I 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

#### 1 施設としての理念

##### ① 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものである。利用者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

##### ② 身体拘束に該当する具体的な行為

#### 【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている具体的な行為は、「身体的拘束その他利用者の行為を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

##### ③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると判断された場合、本人・家族への説明・確認を得て身体拘束を実施する場合もあるが、その場合も利用者の態様や支援の見直し等により身体拘束の解除に向けて取り組む。

#### 2 施設としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努める。

① 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束リスクを除く。利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを分析し、そのリスクを除くため対策を検討する。

② 身体拘束を誘発する原因を探る。支援する側の関わり方や環境に問題がないか、周囲の環境にも目を向ける。

③ 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。施設長・課長等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作る。特に、利用者の行動・心理状態について施設全体で習熟に努める。

④ 身体拘束適正化のため、利用者・家族と話し合う。家族と本人にとってより居心地の良い環境・支援について話し合い、身体拘束を希望されてもそのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

### 3 日常支援における留意事項

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ちながら取り組む必要がある。

- ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ② 事故発生時のリスク回避のために、安易に身体拘束を行っていないか。
- ③ 転倒すれば大ケガになるという先入観だけで安易に身体拘束を行っていないか。
- ④ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束が必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

## II 身体拘束等適正化のための体制

次の取組を継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化する。

### 1 身体拘束廃止における検討の場の設置と開催

虐待防止対策委員会内に施設の状況に応じて専門チームを設置する等、身体拘束廃止を検討する場を設け、年1回以上開催する。

### 2 設置目的

① 日常支援の中で起こりうる利用者の不穏状態を誘発するリスクの分析と対策の検討

② 緊急やむを得ない身体拘束を行った場合の検証と記録の確認

③ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

④ 身体拘束を実施した場合の解除の検討

⑤ 検討結果の職員への周知

⑥ 身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

### 3 具体的検討項目

① 前回の振り返り

② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③ (身体拘束を行っている利用者がある場合) 3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、身体拘束の解除に向けて検討する。

④ (身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合) 3要件の該当状況、特に代替案について検討する。

⑤ (今後緊急やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合) 緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施する場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行う。今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

4 記録及び周知 委員会での検討内容を記録し、これを適切に作成・説明・保管するほか、結果について、職員に周知徹底する。

### III 身体拘束等の適正化のための職員研修

身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行う。

①定期的な教育・研修(年1回以上)

②新任職員・中堅職員に対する身体拘束廃止のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

### IV 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

身体拘束対応マニュアルに基づき実施する。

### V 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、事業所内で閲覧できるようにするとともに、利用者や家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載する。

附則 この指針は、令和6年4月1日から施行する。